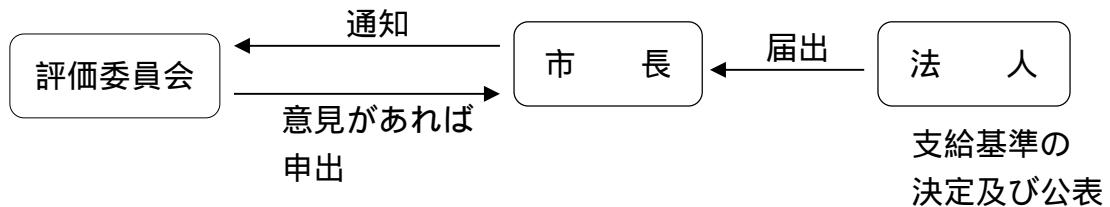


公立大学法人長岡造形大学役員報酬規程の改正について

1 役員報酬規程の決定・改正の流れ（地方独立行政法人法第 49 条による）



2 地方独立行政法人法第 48 条に規定される報酬等の原則

- (1) 報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬、法人の業務などを考慮して定めなければならない。
- (2) 報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。

3 今回の改正点

期末手当基礎額に乗じる割合の変更（当規程第 7 条第 2 項）

改正前	改正後
【6月】 報酬月額 × 1.2 × <u>1.4</u>	【6月】 報酬月額 × 1.2 × <u>1.475</u>
【12月】 報酬月額 × 1.2 × <u>1.55</u>	【12月】 報酬月額 × 1.2 × <u>1.625</u>

4 改正理由

平成 26 年 12 月 22 日付け「長岡市特別職の職員の給与に関する条例」の改正に伴い、同条例に準拠している当規程についても同様に改正するもの。

5 改正日

平成 27 年 1 月 1 日

6 施行日

平成 27 年 1 月 1 日